

平成29年度からオフロード車の排出ガス規制の事務が一部、都道府県に移譲されました

引き続きオフロード車の適正使用に御協力をお願いします。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(通称:オフロード法)により、基準適合表示(少数特例表示)が付された特定特殊自動車の使用が義務づけられています。

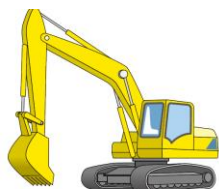
※ 規制の適用日より前に製作されたオフロード車は規制の対象外です。
規制適用開始日及び基準値については各メーカーにお問い合わせください。

【表示例】

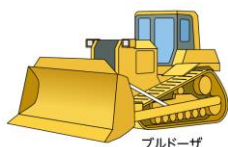


規制対象車:公道を走行しない特殊自動車

【代表例】



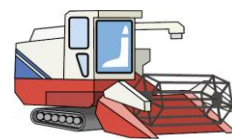
油圧ショベル



ブルドーザ



フォークリフト



普通型コンバイン

定格出力: 19kW以上560kW未満
使用燃料: 軽油、ガソリン又はLPG

※ ナンバープレートの交付を受けている車両は対象外です。

埼玉県に移譲された事務

- 1 技術基準適合命令(法第18条第1項)
- 2 特定特殊自動車を業として使用する者に対する指導及び助言(法第28条第2項)
- 3 報告徴収(法第29条第2項)
- 4 立入検査(法第30条第2項)
- 5 1~4を行った際の主務大臣への報告

※ ただし、3 報告徴収及び4 立入検査については引き続き国も実施する場合があります。

ディーゼル特殊自動車の排出ガス基準値比較表

定格出力	一酸化炭素(CO)			非メタン炭化水素(NMHC)			窒素酸化物(NOx)			粒子状物質(PM)			ディーゼル黒煙		
	2006	2011	2014	2006	2011	2014	2006	2011	2014	2006	2011	2014	2006	2011	2014
19kW以上39kW未満のもの(D1)	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	5.0 (6.5)	1.00 (1.33)	0.7 (0.9)	0.7 (0.9)	6.00 (7.98)	4.0 (5.3)	4.0 (5.3)	0.40 (0.53)	0.03 (0.04)	0.03 (0.04)	40%	25%	0.50m ⁻¹
37kW以上56kW未満のもの(D2)	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	5.0 (6.5)	0.70 (0.93)	0.7 (0.9)	0.7 (0.9)	4.00 (5.32)	4.0 (5.3)	4.0 (5.3)	0.30 (0.40)	0.025 (0.033)	0.025 (0.033)	35%	25%	0.50m ⁻¹
56kW以上75kW未満のもの(D3)	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	5.0 (6.5)	0.70 (0.93)	0.19 (0.25)	0.19 (0.25)	4.00 (5.32)	3.3 (4.4)	0.4 (0.53)	0.25 (0.33)	0.02 (0.03)	0.02 (0.03)	30%	25%	0.50m ⁻¹
75kW以上130kW未満のもの(D4)	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	5.0 (6.5)	0.40 (0.53)	0.19 (0.25)	0.19 (0.25)	3.60 (4.79)	3.3 (4.4)	0.4 (0.53)	0.20 (0.27)	0.02 (0.03)	0.02 (0.03)	25%	25%	0.50m ⁻¹
130kW以上360kW未満のもの(D5)	3.50 (4.55)	3.5 (4.6)	3.5 (4.6)	0.40 (0.53)	0.19 (0.25)	0.19 (0.25)	3.60 (4.79)	2.0 (2.7)	0.4 (0.53)	0.17 (0.23)	0.02 (0.03)	0.02 (0.03)	25%	25%	0.50m ⁻¹

- ※ 1. 2006、2011及び2014年規制欄中の値は平均値を表し、括弧内の値は上限値を表す。
 2. CO、NMHC、NOx、PMの単位はg/kWhである。
 3. 規制値(CO、NMHC、NOx、PM)は、8モード法又はRMC及びNRTCモード法によるもの。
 4. 2006の非メタン炭化水素は、炭化水素である。
 5. 規制値(ディーゼル黒煙)は、無負荷急加速黒煙の測定法で2006及び2011年規制は黒煙測定器、2014年規制はオパシメーターによるもの。

Q&A

Q1 これまで使っていた特殊自動車は使えなくなってしまうのか。

A1 今回の改正にかかわらず、既存の使用過程車は、引き続きご使用になれます。
 排出ガス性能維持のため、定期的な点検整備やメーカー指定の燃料の使用をお願いします。

Q2 基準適合表示や少数特例表示は、どこで手に入るのか。

A2 当該表示は、環境省・経済産業省・国土交通省で配布するものではありません。自動車製作等事業者が所定の様式に従って作成した表示を完成検査の後に車体に付することになります。

環境省「軽油を燃料とするオフロード特定特殊自動車の排出ガス規制が強化されます。」から抜粋
http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law/leaflet/pamph2010_2.pdf

お問い合わせ先：埼玉県環境部大気環境課 総務・自動車対策担当
 電話番号：048-830-3064